

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【公開番号】特開2010-115546(P2010-115546A)

【公開日】平成22年5月27日(2010.5.27)

【年通号数】公開・登録公報2010-021

【出願番号】特願2010-44755(P2010-44755)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月30日(2010.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤と、遊技機本体部とを備え、前記遊技機本体部は、前面側に取付枠を有し、前記遊技盤は、前記遊技機本体部の前方から前記取付枠に取付けられる遊技機であって、

前記取付枠は、

前面側から奥側に凹む遊技盤装着凹部と、

遊技盤装着凹部の下縁側に設けられて前記遊技盤の取付時に当該遊技盤の重量を支持する重量支持部と、

前記遊技盤装着凹部の一方の側縁側でかつ前記遊技盤装着凹部の凹部底面より前面側に設けられ、前記遊技盤の取付時に当該遊技盤の一方の側縁側の前面と係合可能な係合部材と

を有し、

前記遊技盤は、前記遊技盤の下端を前記重量支持部上に載せた状態で、一方の側縁側を前記係合部材と前記遊技盤装着凹部の凹部底面との間に横方向から挿入し、当該一方の側縁側を支点にして水平状に回動させることにより前記遊技盤装着凹部に取付けられる構成とされ、

前記遊技盤の裏面側と前記取付枠の前面側には、それぞれ電気接点を有するコネクタが設けられており、各コネクタは、前記遊技盤の前記取付枠に対する取付動作に基づいて係合するべく互いに雌雄形状に構成され、

前記遊技盤側のコネクタあるいは前記取付枠側のコネクタのうちの少なくとも一方のコネクタは、前記遊技盤の裏面側あるいは前記取付枠の前面側に固着された内周形状が当該コネクタの外周形状よりも大きい筒孔を有する筒状のコネクタホルダの筒孔内に、左右方向及び上下方向に移動し得るように配置されており、

前記遊技盤に前後方向に貫通する貫通孔を設けるとともに、前記遊技盤の前面側における少なくとも貫通孔の前側部分に不透明なパネル飾りを配置し、

前記貫通孔と前記パネル飾りとによって、前記遊技盤側のコネクタの電気配線の取り回し用であって、かつ前方から視認不能な配線取り回し用の空間を形成することを特徴とする、

遊技機。

【請求項2】

請求項 1 に記載の遊技機であって、

前記コネクタホルダの筒孔内に配置されている一方のコネクタを、当該一方のコネクタの向きが他方のコネクタの向きに近づくように付勢する、弾性変形可能な矯正板を有していることを特徴とする遊技機。

【請求項 3】

請求項 1 または請求項 2 に記載の遊技機であって、

前記貫通孔の内壁面のうち、電気配線の引き出し側にはテーバー面が形成されていることを特徴とする、

遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を達成するため、特許請求の範囲の請求項に記載の発明が構成される。請求項 1 に記載の発明によれば、遊技盤と、遊技機本体部とを備え、遊技機本体部は、前面側に取付枠を有し、遊技盤は、遊技機本体部の前方から取付枠に取付けられる遊技機が構成される。遊技機としては、典型的にはパチンコ機やアレンジボール機等がこれに該当する。

本発明に係る遊技機においては、取付枠は、前面側から奥側に凹む遊技盤装着凹部と、遊技盤装着凹部の下縁側に設けられて遊技盤の取付時に当該遊技盤の重量を支持する重量支持部と、遊技盤装着凹部の一方の側縁側でかつ遊技盤装着凹部の凹部底面より前面側に設けられ、遊技盤の取付時に当該遊技盤の一方の側縁側の前面と係合可能な係合部材とを有する。そして、遊技盤は、遊技盤の下端を重量支持部上に載せた状態で、一方の側縁側を係合部材と遊技盤装着凹部の凹部底面との間に横方向から挿入し、当該一方の側縁側を支点にして水平状に回動させることにより遊技盤装着凹部に取付けられる構成とされる。

一方、遊技盤の裏面側と取付枠の前面側には、それぞれ電気接点を有するコネクタが設けられており、各コネクタは、遊技盤の取付枠に対する取付動作に基づいて係合するべく互いに雌雄形状に構成されている。そして、遊技盤側のコネクタあるいは取付枠側のコネクタのうちの少なくとも一方のコネクタは、当該遊技盤の裏面側あるいは取付枠の前面側に固着された内周形状が当該コネクタの外周形状よりも大きい筒孔を有する筒状のコネクタホルダの筒孔内に、左右方向及び上下方向に移動し得るように配置されており、前記遊技盤に前後方向に貫通する貫通孔を設けるとともに、前記遊技盤の前面側における少なくとも貫通孔の前側部分に不透明なパネル飾りを配置し、前記貫通孔と前記パネル飾りとによって、前記遊技盤側のコネクタの電気配線の取り回し用であって、かつ前方から視認不能な配線取り回し用の空間を形成することを特徴とする。本発明によれば、上記のように構成したことにより、遊技盤を取付枠に取付ける際に、当該遊技盤を取付枠に取付ける動作に基づいて、遊技盤側の電気接点と取付枠側の電気接点の接合作業を同時にうことができる。特に、遊技盤側のコネクタあるいは取付枠側のコネクタのうちの少なくとも一方のコネクタを、遊技盤の裏面側あるいは取付枠の前面側に固着されたコネクタホルダの筒孔内に、左右方向及び上下方向に移動し得るように配置したので、一方のコネクタと他方のコネクタとの係合時におけるコネクタ相互間の位置ずれが修正され、円滑に係合する。また、コネクタホルダ内に配置されるコネクタを遊技盤に近接して配置することが可能となり、コネクタ及びコネクタホルダの遊技盤背面からの突出高さを低くし、延いては遊技機全体の奥行き寸法を小さくできる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項2に記載の発明によれば、請求項1に記載の遊技機において、コネクタホルダの筒孔内に配置されている一方のコネクタを、当該一方のコネクタの向きが他方のコネクタの向きに近づくように付勢する、弹性変形可能な矯正板を有している。このため、コネクタ相互の係合をより一層円滑に行うことができる。

請求項3に記載の発明によれば、請求項1または請求項2に記載の遊技機であって、前記貫通孔の内壁面のうち、電気配線の引き出し側にはテーパー面が形成されていることを特徴とする。このテーパー面によって電気配線の引き出しの容易化が図られている。